以上ノ期間ニ六ケ月ト限定セル現在ノ争議ニ存続スル限リ無期限トスルコト

一、第一條ニ於テ承認スルモノヲ職工側ニ於テ一年以上就業スルトキハ滿解雇セリ

要求ノ項 賞與一回ニ一回ヲ下ラザル事

解雇ノ項 一月ニ一回ヲ下ラザル事

二